解散公告

当社は、平成二十七年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

高知県高知市元町一四番地

有限会社宴席なかむら

清算人　中村　年朗

解散公告

当社は、平成二十七年九月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

高知県南国市岡豊町蒲原四五五番地

有限会社オブリガートアクア

清算人　横山利智子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

宮崎県都城市金田町二五〇〇番地七

特定非営利活動法人次世代育成応援団

やっど

清算人　小田　裕子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

札幌市中央区北二条西二〇丁目

学校法人栗谷川学園

代表清算人　栗谷川　悠

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は平成二十七年九月十八日に厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目三番五号

メルコ連協厚生年金基金

代表清算人　星川　直志

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年九月九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原三六四番地

清算法人喜瀬武原土地改良区

清算人代表　外間　勝嘉

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年八月二十日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

鳥取県八頭郡八頭町郡家四九三番地

清算法人大伊土地改良区

代表清算人　堀場　敦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年九月五日広島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

広島県神石郡神石高原町階見一一一〇番地

高蓋生産森林組合

清算人　竹中　英治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月十日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十七年八月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

熊本県葦北郡津奈木町岩城五一〇番地

医療法人学而会

清算人　松本　央

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年八月二十六日函館市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

北海道函館市石川町四七五番地一〇

函館市石川中央土地区画整理組合

代表清算人　西谷　幸光

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年三月三日岩手県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

岩手県二戸市浄法寺町下前田三七番四

浄法寺町土地改良区

代表清算人　斉藤　儀一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年八月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

大阪市西区立売堀一丁目一四番二〇号九〇一

大阪機械工具商厚生年金基金

代表清算人　田中　康造

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年八月十二日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月八日

鳥取県八頭郡八頭町郡家四九三番地

清算法人郡家土地改良区

代表清算人　和田　哲也

配当公告

愛知県瀬戸市掛下町一丁目七四番地

破産者　株式会社真有ホーム

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十七年（フ）第六四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八六、五八二、八四一円

一、配当をすることのできる金額

金三八、〇五六、二〇五円

平成二十七年十月八日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号

ＮＫ丸の内ビル七〇一号平井綜合法律事務所

破産管財人　弁護士　平井　朝

配当公告

徳島県阿南市那賀川町北中島七八番地

破産者　ワイ・エム・設計室有限会社

右の者に対する徳島地方裁判所阿南支部平成二十七年（フ）第七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七一、六六〇、八七六円

一、配当することのできる金額

金一三、三三七、一七二円

平成二十七年十月八日

徳島市新蔵町一丁目八二番地ダイアパレス新蔵二〇七

破産管財人　弁護士　森　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市王子町三丁目二番地、最後の住所札幌市豊平区平岸三条一五丁目二番一三号三条ハウス二〇二号

被相続人　亡　上田　重之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月八日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地南大通ビルアネックス五階よつば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　光洋